

平成 31 年 3 月 8 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 消費者行政第二課

プラットフォームサービスに関する研究会 事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「プラットフォームサービスに関する研究会」中間報告書（案）に対する意見について

今般、標記中間報告書（案）（平成 31 年 2 月 15 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

プラットフォームサービスに関する研究会 中間報告書(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	第3章 第2節 2. 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方	電気通信事業法の対象となるプラットフォーム事業について、明確化していただきたい。現時点で同法の対象になっているプラットフォーム事業者よりも対象が拡大されるのか。	明確化のため。
2	第3章 第2節 2. 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方 (電気通信サービスとプラットフォームサービスの一体化によるドミナント性(P26))	インターネットのインフラレイヤーで議論されてきたネットワーク中立性と同様の議論が、プラットフォームサービスにもあるのではないかと。プラットフォームには、各種情報を中立的に扱うべきかどうかという論点が必要ではないか。	プラットフォームサービス上で、サービス利用企業、利用者が、差別的な取扱いを受けられる可能性がある。具体的には、プラットフォームに広告を多く出していた企業の情報がそのプラットフォーム上で優先的に掲載されるなど。
3	第4章 トラストサービスに関する主な検討事項	トラストサービスの検討に当たっては、当該サービスを利用した利用者認証やデータの正確性等について、法的な保証が付与されるような枠組みを検討いただきたい。	トラストサービスを利用した場合の利用者認証やデータの正確性等が法的に保証されない場合、当該サービスが普及しないおそれがあるため。
4	第4章 トラストサービスに関する主な検討事項 第1節 1. サービスに応じたIDの利用 (ID情報の信頼度のレベル分け(P33))	ID情報の信頼度のレベル分けについては、そのIDに紐付く本人確認の要求レベルも含め、政府としてレベルを定義してほしい。	例えば、消費者が自ら所定のフォームに情報を入力してIDを作成しただけの場合はレベル1、事業者がICチップ入りの本人確認資料を用いて消費者の面前で確認した場合はレベル5、のように定義されることで、消費者にとっても分かりやすくなる(例えば、自動運転のレベルも政府が定義したことで分かりやすくなったと思料)。また、企業にとってもすみ分けが明確になり、本人確認の結果をIDビジネスに転換し易くなる。

以上